

平成 21 年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(いちのみやしりつ たんよう ちゅうがっこう)									
学 校 名	一宮市立丹陽中学校									
(ふりがな)	(いちのみやし たんようちょう みつい あざ おにがしま)									
所 在 地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字鬼ヶ島 6									
電話番号	0 5 8 6 (2 8) 8 7 5 6			FAX 番号		0 5 8 6 (7 7) 4 0 8 0				
学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計		
	8	7	6				2	23		
児童・生徒数	266	247	232					745		
	(特支) 2	1	3					6		
教職員数	50 人		学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成 20 年 4 月 1 日			
学校運営協議会の委員数・構成	13 人	内 訳	地域代表 4 人、保護者代表 4 人、教職員 5 人、 大学教授等有識者 0 人							
	学校運営協議会代表者(会長等): 地域代表(前・丹陽生涯教育振興会会長)									
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18~19 年度にコミュニティ・スクール推進事業の調査研究指定校であった。 平成 20 年度より、校区の小学校 3 校にも学校運営協議会準備委員会を設置し、中学校を含めた 4 校で「丹陽中学校区学校運営協議会」を開催している。 									

(平成 21 年 6 月 26 日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 本校は、一宮市の南東部に位置し創立当時は農村地帯であったが、その後、名神高速道路一宮インター、国道 22 号線、繊維団地などが建設されるなど、急激に開発が進んだ。それに伴い、住民・生徒数が急増し、昭和 42 年 4 月、現在地に移転した。住民・生徒の急増している新興住宅地では、従来の住民と新しい住民との摩擦や関わり合いの希薄さが少なからずあり、それが子ども同士の関わり合いにも反映されていた。
- 従来から、PTA 役員会・委員会は年間 6 回もたれ、PTA 活動だけでなく学校の教育活動についても保護者の代表と話し合う場はあった。また、平成 14 年度より学校評議員が 5 名選出され、学期に 1 回は授業参観も兼ねて話し合いの場がもたれていた。しかし、どちらも生徒の姿を客観的に見るだけで、「保護者が・・・」「問題のある家庭が・・・」と、責任の所在を探すことに終わり、「何をすべきか」という解決策の検討には、至っていなかった。教師と保護者、教師と地域住民が話し合う場があったものの、情報交換だけで、本当にお互いを理解することや、この地域に住む子どもたちの健全育成について、建設的に考える場がなかったように感じていた。
- 本校区には従来から、「丹陽生涯教育振興会」という連区長(自治会長)を中心にし、町内会長を役員とした保育園から老人クラブの活動までを補助する組織がある。しかし、年に 1 回の総会だけで実質的な活動内容を話し合う会にはなっていない。また、

小学校の保護者代表に加え、保護司の代表や主任児童委員、民生児童委員協議会長など地域住民を委員とする「青少年健全育成会」もあるが、こちらも年1回の会合で、活動を見直し、改善するほど話し合いを深めるまでには至っていなかった。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 平成16年9月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され、その後、一宮市では平成18年3月に「一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」が制定された。【別添資料1】そこには「学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。」とあり、これまで個別に話し合いをしていた「学校」「家庭」「地域」が一緒にテーブルに着くことが明言されていた。また、「指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。」とされ、その3者が「中学生」の教育に責任を持つことが示されている。この2点は、本校が必要としていた「子どもに関わる大人が、子どものことを真剣に考える場」を設けるのに最適な規則であった。

まず、「学校」「家庭」「地域」が集まり、同じ地域に住む子どもについて話し合うことが必要だと考え、平成18年度にコミュニティ・スクール推進事業の調査研究指定校に応募し、19年度までの2年間、学校運営協議会のあり方について研究をし、それを踏まえて平成20年度に設置を決めた。

- 学校運営協議会設置に向けての話し合いの中で、現在中学校が抱えている問題の解決には、中学校だけで解決策を考えるだけでは無理であるという意見が強かった。本校の校区にある小学校との連携が必須であると考え、小学校にも学校運営協議会を設置するとともに、中学校区として「学校」「家庭」「地域」が集まる「中学校区学校運営協議会」の設置を決めた。そこでは、領域別に課題を決め具体的な活動を考えるために「学習」「生活」「行事・連携」「調査・広報」の4つの領域の部会を設け、各学校の学校運営協議会委員を部会に振り分けることにした。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会委員の候補者選定や候補者への打診
 - ⇒ どなたに委員になっていただくかは大きな課題であった。研究の2年間の話し合いで、新しく組織を作るのではなく、今ある組織の活用を第一に考えた。保護者代表はPTA役員の代表、地域代表は学校評議員を基準に考えた。中学校区学校運営協議会には、各学校の学校運営協議会委員に加えて、従来から、青少年健全育成会の委員であった、連区長、公民館長、児童民生委員会長、丹陽生涯教育振興会長、同窓会長、老人会長等にも、地域代表委員として参加していただくことにした。【別添資料2】

話し合いを深めることを考えたとき、委員の数も大切なポイントであった。平成19年度末、一宮市教育委員会は、市内のすべての小中学校に学校運営協議会を設

置する方針を打ち出し、委員の数については、それぞれの代表が4名、合計で12名程度という基準を設けた。本校もその基準に合わせて人数を決めた。

委員の打診は、校長・教頭が直接本人に会い、学校運営協議会の趣旨を説明しながら行った。

○ 委員や教職員への制度の趣旨説明

⇒ 保護者代表のPTA役員の改選は毎年行われ、それに伴い保護者代表は全員1年で代わる。地域代表も連区長など毎年少しずつ変わっていくので、第1回の中学校区の学校運営協議会において、法律、教育委員会規則、文部科学省のリーフレットを資料として趣旨説明を行うことにした。教職員には、研究指定の初年度と学校運営協議会設置の段階で全員に趣旨説明を行った。今後は、人事異動も考え、年度当初に行う必要があると考えている。

○ 学校運営協議会の運営案の企画

⇒ 中学校区の学校運営協議会を設けるにあたり、4校の校長、教頭が事前に検討会を3回ほど開いた。そこでは、中学校区学校運営協議会の目的、同協議会の目指す子ども像、同協議会の組織、検討する内容等について、原案を作成した。【別添資料3】

○ 学校運営協議会の場で開示する学校情報・生徒情報の制限のあり方

⇒ 一宮市教育委員会規則第6条には学校運営協議会委員の服務として、「委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」という規定がある。学校運営協議会の話し合いの場で、資料として提示するものに制限を加えるのではなく、委員の方にその規則に従っていただくよう、第1回の学校運営協議会の場で確認することにした。

○ 学校運営協議会委員以外の保護者や地域ニーズの把握方法

⇒ 従来から、年間6回開かれるPTA役員会・委員会の際には、40名の保護者が会議に参加されるので、そこで子どもの様子や学校への質問等を伺うようにしてきた。また、学校行事、学校公開の際には、アンケートを必ずお願いし、保護者の意見を伺うようにしてきた。1月には学校の自己評価の一環として保護者アンケートを実施し、学習面や生活面等の学校教育全般、生徒の様子等を評価していただいていた。毎年、90を超える意見が寄せられていた。また、校長や教頭は、地域住民の声を拾うために、年間数回町内会長会に参加し、地域での中学生の様子を伺ってきた。平成18年度から、12月から1月にかけて地域住民向けのアンケートを作成して、公民館に置かせていただき、中学生の地域での様子や来校されたときの学校の雰囲気などについて、声を聞かせていただくようお願いしたが、配布機会や回収方法が悪く、十分な成果は出ていなかった。地域住民の声を拾うために、公民館長や老人会長、民生児童協議会長、丹陽商工発展会長など地域住民が集まる会を主催する方々に中学校区学校運営協議会の委員になっていただき、それぞれの組織を活用して声を集約できるようにした。

○ ニーズ結果を学校運営協議会に反映するシステムの検討

⇒ これまでも学校評議員会に、アンケートを集約したものを示し、次年度以降の学校の教育方針や教育活動についての意見を伺ってきた。これを発展させ、1月末ま

で自己評価アンケートを実施し、結果をまとめ、分析したものを2月の本校の学校運営協議会に提示し、検討をいただく。3月の学校運営協議会には、2月の学校運営協議会での意見を基にした、次年度の学校目標など教育方針（案）を提案し、検討していただくという計画を立てた。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 平成21年度の「教育目標」【別添資料4】を協議会に提案したが、内容について意見はなかった。

【学校運営に関する事項に対するもの】

（本校の学校運営協議会）

- 生徒指導面について
 - ・現在行っている月1回のあいさつ運動（教師、PTA役員、委員会生徒）に、より多くの保護者や地域の人に参加してもらえるようにしたい。
 - ・校区の小学校で行っているノーテレビデー・ノーゲームデーを中学校区で一斉に行ってはどうか。
 - ・「中1ギャップ」という言葉を聞いた。その解消のために6年生の子が中学校へ来て授業を受けることはできないか。
 - ・学校外での問題行動（喫煙、深夜徘徊）があるとの声がある。保護者がパトロールすることがあってもいいのではないか。
- 学習面について
 - ・せめて漢字ぐらいは、自信を付けさせて欲しい。
- 学校行事等その他について
 - ・体育祭を参観して、音響設備の不調が気になった。早急に修理をして欲しい。
 - ・体育祭で、熱中症予防のために町内のテントを借用できたことはとてもよかった。
 - ・2年生の立志の会に対する保護者の声は良い。今後も継続して欲しい。
※立志の会は、江戸時代、武士の子どもが14歳で元服したということにちなんで、14歳になる2年生に、大人に近づくという意識（自立の心）を高めさせるために毎年3月に行っている。会では、生徒から保護者への感謝の手紙、保護者から生徒への手紙をお互いに交換し合い読む時間、講師による大人なることについての講演、生徒の誓いの言葉、学年全体合唱を行っている。

（中学校区学校運営協議会）

- 学習部会
 - ・小学校低学年の指導が大切なので、文字のチェックをしっかりとって欲しい。
 - ・鉛筆の持ち方など、基本のところからしっかり身に付けさせて欲しい。
- 生活部会
 - ・小中合同で一斉のあいさつ運動を実施してはどうか。
 - ・ノーテレビデー・ノーゲームデーを中学校区で一斉に行ってはどうか。
 - ・「丹陽の子のマナー」は、焦点化して項目を決めたい。

- 行事・連携部会
 - ・公民館行事との連携を図りたい。
 - ・各学校で行う講演会や研修会を紹介し合い、保護者や教員の交流を図りたい。
 - 調査・広報部会
 - ・丹陽の4つの小中学校が集まって中学校区学校運営協議会を設けて小中学生について話し合いをして、小中連携の活動や学校と地域が連携した活動を検討していることをより多くの人に知ってもらうために広報活動の充実を図りたい。
- 【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】
- これまでのところ人事に関する意見はない。校長、教頭については、長期にわたって勤務して欲しいという声はあるが、学校運営協議会の要望として教育委員会へ申し出るまでには至っていない。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 特に、具体的な取り組みはしていない。

【教育活動に関すること】

(本校の学校運営協議会からの提案関係)

- 生徒指導面について
 - ・9月よりノーテレビデー・ノーゲームデーを小学校と連携して取り組んだ。
 - ・2月に行っている小学校での学校説明会の際に、「出前授業」として中学校の先生が小学生に授業を行った。
- 学習面について
 - ・小学校と合わせて、中学校でも「漢字検定」を実施した。
- 学校行事等その他について
 - ・今年度も町内のテントを引き続き借用できるよう各町内に依頼してある。

(中学校区学校運営協議会からの提案関係)

- 学習部会
 - ・「丹陽の子の学習マナー」を今年度中にまとめる予定である。
- 生活部会
 - ・毎月10日の交通立ち番の日を小中合同で一斉のあいさつ運動として位置づけ9月から実施している。
 - ・「丹陽の子のマナー」を今年度中にまとめる予定である。
- 行事・連携部会
 - ・10月に実施された公民館主催の「丹陽ウォーク大会」には、各学校から参加を呼びかけ、例年の4倍近い参加者があった。
 - ・3月に実施された小学校での研修会に中学校の先生も参加した。
- 調査・広報部会
 - ・町内会の協力を得て、「学校運営協議会だより」を年間5回、全戸配布した。

【教職員の任用に関すること】

- 特に、具体的な取り組みはしていない。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 地域の方が毎月のように来校されることにより、教職員にとって身近な存在となった。
- 地域の方の中学生に対する思い、保護者の子に対する思いにふれる機会が増え、その思いを踏まえた指導ができる教員が増えてきた。

【教育委員会側】

- 学校運営協議会には直接関わっていないが、計画や実践報告を通して、学校運営協議会だよりや資料作成のための消耗品費が平成21年度より予算化された。

【園児・児童・生徒側】

- 地域の方が毎月のように来校されることや体育祭における生徒席のテントを借用したことで、地域の人を身近に感じる生徒が増えた。
- 小中合同の漢字検定やあいさつ運動を実施したことで、小学生に兄弟のある生徒は、丹陽という同じ地域の学校に通っているという意識が強くなっている。

【保護者側】

- 地域の方と同じ課題について話し合うことによって、保護者としての責任を再確認できた。
- 学校の行っている活動について、説明を受ける機会、疑問な点を質問する機会が増え、学校の考え・方針の理解が深まった。

【地域側】

- 学校の行っている活動について、説明を受ける機会、疑問な点を質問する機会が増え、学校の考え・方針の理解が深まった。
- 町内テントの貸出や公民館の文化展への生徒作品の展示数の増加など、学校への協力が具体的な姿になってきた。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 「学校」の取り組みが、地域・家庭を巻き込んだ「学校運営協議会」の取り組みに変わっただけで、地域住民の多くは、まだ学校運営協議会の活動や小中学生への関心は薄い。「地域」「家庭」「学校」が一体となって学校運営協議会を設けそこで子どもに関する活動を提案していることの理解を進めるとともに、身近に住む子どもと関わってくれる大人をいかに増やしていくかが、課題である。
- 児童民生協議会の会長、老人会の会長など、地域の大人の会の代表に参加していただいているが、まだ具体的な連携活動が構築できていない。この地域に住む子どもたちと組織の特徴を生かしてどのように関わっていただけるのか、具体的な活動を構築したい。
- 保護者代表がPTA役員であるため、本来のPTAの活動の時間に学校運営協議会のための時間が加わり負担が増えている。
- より多くの教員を学校運営協議会の会議に参加させ、地域の人や保護者と直接話し合いを持つことは有意義であると思う。しかし、会議がすべて土曜日の午後や勤務時

間外に設定されているため、現在学校運営協議会委員となっている教員は休日出勤または超過勤務となっている。代休措置や勤務の割振り変更をしても、授業等の関係で形式的になっていて、実際には、限られた教員しか参加できない状況にある。保護者や地域住民の中には、自分の仕事を休んだり、時間を振り替えたりしている方が見える中で、教員の参加を増やせないのは、とても心苦しい。

- 教委規則で情報制限はなされているものの、問題行動などの個人情報（個人が特定される情報）を学校運営協議会委員に示すと、「どこの、だれだ」「親はどんな親だ」がどうしても先行してしまう。身近な地域で生活している人の集まりだけに、どこまで個人情報を出して良いのか迷っている。
- 学校運営協議会の趣旨説明を行った際に、「どういう先生が良いか分からない。」「市内のどの先生が丹陽中にとって良い先生なのかは、教育委員会しか判断できないのではないか。」「先生がたくさん欲しいといっても無理では。」という意見が聞かれた。人事に関する意見とはどのようなものが適切なのか良く分からない。
- 本校の学校運営協議会と中学校区学校運営協議会が隔月で行われるため、中学校独自の課題を検討する時間が減った。2か月分の内容を検討することになり、1回の話し合いが長くなってしまった。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- まず、「あいさつ」「防犯」など、地域住民が簡単にできる声かけ活動を活性化したい。そのための広報活動の充実を図りたい。現在、町内会長を通じて、全戸にチラシを配布することが可能になっているので、そのネットワークを活用して呼びかけを図りたい。それにより「学校運営協議会」の存在、その活動についての理解を深めたい。
- 「児童民生委員」による「子育て相談」や「老人会」による「伝承遊びの会」など、保護者や小中学生を対象にした具体的な活動を、学校運営協議会を通して提案し、その組織の持つ特性を生かした連携活動の実現を図りたい。
- P T Aという組織があり、そこに保護者の代表がいるのに、学校運営協議会には他の保護者が参加されるのは、同じ学校に関わる組織として分裂を招くことになる。P T A代表の負担軽減のためにも、会議の精選、内容の精選を図りたい。
- 中学校の教員の勤務実態を考えると、これ以上会議を増やし、休日に勤務させることは難しい。学校代表である校長、教頭が記録等を活用しながら、学校運営協議会の意向等を伝えていきたいと考える。
- 守秘義務に対する学校運営協議会委員の意識の向上が必要なことは言うまでもない。今後は、問題のある子どもとその保護者をサポートする地域の人になっていただけのような話し合いにしたいと考えている。今のところ、問題行動に関する個人情報は極力出さないようにし、一般的な健全育成策を話し合っていくことで、学校運営協議会委員の意識の向上を図りたい。
- 人事についての学校運営協議会の意見については、今後、教育委員会とも検討をしていきたい。学校運営協議会が意見を申し立てた以上、それにある程度答えがなくては、規則が絵に描いた餅に過ぎなくなってしまう。市独自の加配措置や小中学校間の人事交流など、どういうことが可能なことなのかを検討していきたい。

- 早急に話し合いが必要な場合には、中学校区学校運営協議会の際に、本校の学校運営協議会委員さんに集まっていたいただきその場で話し合いの時間を取るようにした。新規の提案については、実施時期よりも2か月早い学校運営協議会に議題として提案するように心がけた。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成20年度実績：年10回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H20. 5. 17	【全】趣旨説明、目的、組織等の承認、各領域別部会
2	H20. 6. 28	【中】漢字検定について、あいさつ運動について
3	H20. 7. 26	【全】学校運営協議会だよりについて、各領域別部会
4	H20. 8. 23	【中】あいさつ運動について、町内会長会での依頼事項について
5	H20. 9. 20	【全】地域住民へのアンケートについて、各領域別部会
6	H20. 10. 25	【中】体育祭の反省について、地域行事への参加について
7	H20. 11. 29	【全】地域行事への参加について、各領域別部会
8	H21. 1. 24	【中】学校評価について、PTA役員候補について
9	H21. 2. 21	【全】地域住民アンケートの結果について、各領域別部会
10	H21. 3. 14	【中】H21年度教育方針・学校案内について
(補記) ・【中】本校の学校運営協議会、【全】中学校区学校運営協議会 ・この他にも、各領域別部会が中学校区学校運営協議会の前に開催されている。 ・学校運営協議会委員は、学校行事や地域行事(教育講演会、体育祭、連区運動会、文化祭、公民館文化祭、卒業式)に参加している。		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

2 年
1 年

・保護者代表は、毎年PTA役員が改選されるので、全員1年で交代する。地域代表は、小学校区、男女のバランスを考え、毎年一人ずつ改選していく予定である。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

・原則として、議事録の公開は考えていない。平成20年度は、中学校区の協議会が発行している「学校運営協議会だより」を学校HPにアップしている。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- PTA 役員の代表である会長、副会長（2名）、母親代表の計4名が学校運営協議会委員となっている。学校運営協議会での話し合いの様子は、PTA 役員会・委員会で、会長からその都度報告されており、PTA 活動に反映できる点についてその場で検討している。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校運営協議会委員が、一般の保護者の方や地域住民と話し合う場合は、特別に設けていない。中学校区学校運営協議会委員は、連区長（自治会長）、児童民生協議会長、公民館長、老人会長など、それぞれが町内会長会、児童民生委員会議、公民館推進会議、老人会総会など地域の方が集まる会を主催される立場にある。そこで、身近な子どもの様子を聞いていただくようにしている。それを学校運営協議会の場において提示いただくようにしている。
- 本校のPTA 役員は、3小学校区の15の町内から選ばれた代表の互選により毎年改選される。町内の小中学生の保護者とは、小学校からの顔なじみの方が多い。役員や委員の保護者には学校の活動に対する疑問や意見も集まることが多い。その声をPTA 役員会や委員会の場や、学校運営協議会の場に出していただいている。

5. その他

- 本校は、研究指定の2年間「学校運営協議会」のあり方を模索してきた。当初は、学識経験者として大学教授に委員長を依頼した。残念ながら志半ばで体調を崩され、学校運営協議会の設置を見ることなく他界された。次の委員長の人選について協議会で検討した際、「丹陽の子どものことを考える会なら、丹陽の人が委員長を」という声で、現在の委員長職（前・丹陽生涯教育振興会長）が決まった。「地域の子どもは地域で見守り、育てる」という言葉がキャッチフレーズでなく、生きたものとして使われた場面であった。目立った活動はしなくても、身近にいる子どもに毎日声をかけてくださる地域の人を一人でも多くすることが、この協議会の目的であると考えている。

（別添資料）

- 一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
- 平成21年度 丹陽中学校教育目標（案）
- 学校運営協議会設置にむけての協議内容
- 丹陽中学校区学校運営協議会委員名簿

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)
- (2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
 - 2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
 - 4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
 - 5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
 - 6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

第 6 条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

第8条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び経営方針
 - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
 - (3) 予算の執行計画
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項
- 2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第9条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第10条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

第11条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

第12条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第13条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 15 条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第 16 条 法第 47 条の 5 第 7 項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならない場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
 - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
 - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第 18 条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

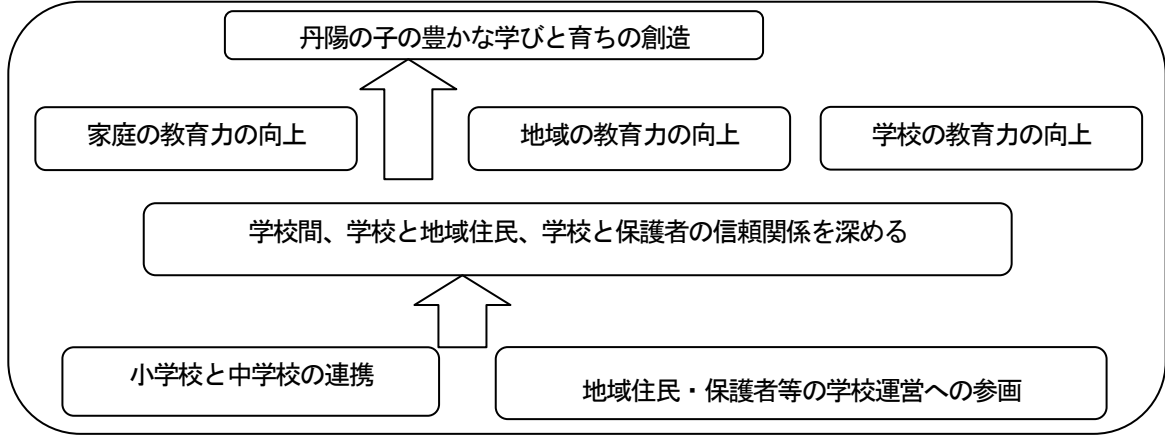
この規則は、公布の日から施行する。

平成20年度 一宮市立丹陽中学校区 学校運営協議会 委員名簿

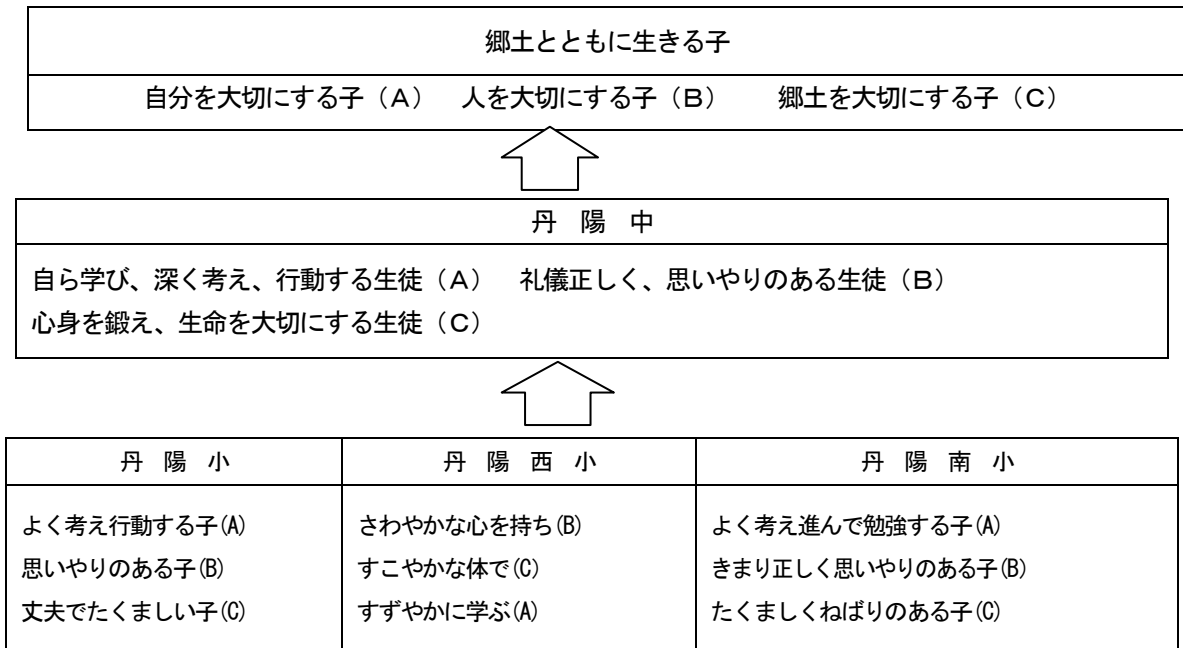
区分	備 考	分科会
全体会委員	前丹陽生涯教育振興会長	
	丹陽生涯教育振興会長	
	丹陽公民館長	
	丹陽中同窓会長	
	民生児童委員協議会長	
	丹陽地区商工発展会会長	
	老人クラブ連合会会長	
丹陽小学校 学校運営協議会 準備委員会委員	丹陽連区副連区長	生活
	丹陽公民館副館長	行事・連携
	丹陽公民館副館長	調査・広報
	丹陽小学校前PTA会長	学習
	丹陽小学校PTA会長	生活
	丹陽小学校PTA副会長	調査・広報
	丹陽小学校PTA副会長	学習
	丹陽小学校PTA母親代表	行事・連携
	丹陽小学校校長	学習
	丹陽小学校教頭	生活
	丹陽小学校教務主任	行事・連携
丹陽小学校校務主任	調査・広報	
丹陽西小学校 学校運営協議会 準備委員会委員	元丹陽生涯教育振興会長	生活
	丹陽長副連区長	行事・連携
	児童育成協議会相談役	調査・広報
	元PTA役員	学習
	丹陽西小学校PTA会長	行事・連携
	丹陽西小学校PTA副会長	学習
	丹陽西小学校PTA副会長	生活
	丹陽西小学校PTA母親代表	調査・広報
	丹陽西小学校校長	生活
	丹陽西小学校教頭	行事・連携
	丹陽西小学校教務主任	調査・広報
丹陽西小学校校務主任	学習	
丹陽南小学校 学校運営協議会 準備委員会委員	民生児童委員・丹陽連区長	生活
	元丹陽南小学校評議員	行事・連携
	元丹陽南小学校評議員	調査・広報
	農作業指導ボランティア	学習
	丹陽南小学校PTA会長	調査・広報
	丹陽南小学校PTA副会長	行事・連携
	丹陽南小学校PTA副会長	生活
	丹陽南小学校PTA母親代表	学習
	丹陽南小学校校長	行事・連携
	丹陽南小学校教頭	調査・広報
	丹陽南小学校教務主任	学習
丹陽南小学校校務主任	生活	
丹陽中学校学校 運営協議会委員	元丹陽中学校評議員	生活
	元丹陽中学校評議員	行事・連携
	元丹陽中学校評議員	調査・広報
	元丹陽中学校評議員	学習
	丹陽中学校PTA会長	学習
	丹陽中学校PTA副会長	行事・連携
	丹陽中学校PTA副会長	調査・広報
	丹陽中学校PTA母親代表	生活
	丹陽中学校長	調査・広報
	丹陽中学校教頭	学習
	丹陽中学校主幹教諭	調査・広報
	丹陽中学校教務主任	生活
	丹陽中学校校務主任	行事・連携

(1) 設置の目的

小学校と中学校の連携と地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校間、学校と地域の住民及び保護者との相互の信頼関係を深め、家庭、地域及び学校がその教育力を相互に高め、丹陽町の子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

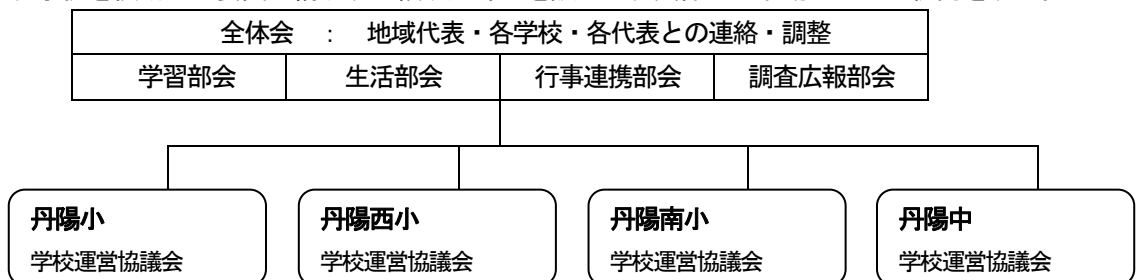


(2) 目指す子ども像



(3) 協議会組織

各学校の運営協議会はそれぞれが独立して、それぞれの学校の教育活動の充実をめざす。しかし、どの小学校も丹陽中学校に入学することをふまえ、小中連携・小学校間連携・地域との連携を考えた教育活動が不可欠である。したがって、連絡調整のための全体会「中学校区学校運営協議会」を設けるとともに、学校を横断した委員で構成する領域別部会を設けて、具体的な活動について検討をする。



- ・全体会は、各学校の運営協議会委員(12名×4校)と全体会委員(7名)で構成。

①前丹陽生涯教育振興会長 ②丹陽生涯教育振興会長 ③丹陽公民館長
 ④同窓会長 ⑤児童民生協議会長 ⑥丹陽地区商工発展会長 ⑦老人会会長

		丹陽中	丹陽小	丹陽西小	丹陽南小
部 会	学習	地・P長・頭	地・P副・長	地・P副・校	地・母代・教
	生活	地・母代・教	連区・P長・頭	地・P副・長	地・P副・校
	行事連携	地・P副・校	地・母代・教	連区・P長・頭	地・P副・長
	調査広報	地・P副・長	地・P副・校	地・母代・教	連区・P長・頭

(4) 各部会の内容

【学習】①丹陽の子の学習スタイルの作成

- ・授業での学習姿勢、家庭での学習習慣の育成
- ②具体的な共通指導内容の作成
 - ・漢字検定、計算検定等

【H20 重点】漢字習得の徹底
 (学校) 検定の実施、合格者 100%を目指す取り組み (家庭) 漢字練習

【生活】①丹陽の子の生活マナーの作成

- ・学校—あいさつ、ことば遣い、廊下歩行、清掃・給食当番活動 等
- ・家庭—あいさつ、睡眠時間、朝食摂取、持ち物、遊び、外出 等
- ・地域—見守り、あいさつ、交通指導 等
- ②家庭・地域への啓発資料の作成

【H20 重点】あいさつ指導の徹底(学校、児童生徒、保護者、地域の連携)

【行事】①小中連携行事の検討

- ・あいさつ運動、交通安全指導、ごみゼロ運動
- ②地域参加型の学校行事の検討
- ③地域行事への児童生徒の参加
 - ・公民館行事、地域の祭り、行事の洗い出し
- ④学校行事への保護者の参加率向上策検討
- ⑤PTA活動の連携
 - ・PTA活動の情報交換
- ⑥(将来的な)幼保との連携

【H20 重点】行事の洗い出し、各学校の行事の他校への広報、

【調査】①評価も含めた調査活動の充実

- ・各学校のアンケートの検討
- ②地域・保護者への情報発信の調整
 - ・各部会の発信物の調整・統合→「協議会たより」にまとめる

【H20 重点】学校アンケートの調整、協議会たよりの発行

(1) 本校の教育目標

ア 基本目標

心身ともに健やかで、思いやりがあり、たくましく生きる人間を育てる。

イ 求める生徒像

- ・自ら学び、深く考え、行動する生徒 【善悪の判断をよく考えて行動する子】
- ・礼儀正しく、思いやりのある生徒 【思いやりのあるやさしい子】
- ・心身を鍛え、生命を大切にする生徒 【命を大切にする子】

(2) 経営方針

学校運営協議会を核として、小学校、保護者、地域社会と連携して、「郷土とともに生きる子—自分を大切にすること・人を大切にすること・郷土を大切にすること—」を育成する。

- 生涯にわたって社会的に自己実現できる力を養う
- 職員、生徒、保護者、地域住民が信頼関係で結ばれた学校をつくる。

ア たえず授業改善に努め、「基礎・基本」の定着と「真剣な学習態度」を育てる。

イ 道徳の時間の充実や体験活動等を通して、「思いやりの心」を育てる。

ウ 部活動を通して、心身を鍛え、「たくましい心身と社会性」を育てる。

エ 自己の個性や能力・適性を知り、「将来の生き方を考えた進路選択能力」を育てる。

オ 読書活動や体験活動等を通して、「豊かな心」を育てる。

カ 外部講師による体験活動等を通して、「日本の文化と伝統を尊重する態度」を育てる。

キ 食育や保健指導等を通して、「健全で健康的な生活を実践する力」を育てる。

ク 現職教育の充実を図り、職員としての資質の向上と専門性の確立に努める。

ケ 開かれた学校をめざし、家庭や地域社会、小学校、その他関係機関等との連携を密にし、相互信頼の上に立った生徒の健全育成に努める。

(3) 本年度の重点目標

- 「聴く」「認める」姿勢で、生徒とのふれあいや相談活動の充実を図り、生徒・保護者との信頼関係を強める。
- 生徒を中心に据えた学校行事や体験活動等の推進を図り、達成感と充実感を味わわせる。

ア-① 「聞く」「話す」「書く」「考える」等の場面を明確にした授業の徹底を図る。

ア-② 漢字検定や朝の読書活動、読書週間の充実により、国語力の向上を図る。

イ 説話や日常の指導、道徳の時間、体験活動等を通して、自他の生命を尊重する気持ちや規範意識を高め、いじめの予防に努める。

ウ 部活動を通して、縦割り集団の長所を生かし、規律があり、励ましあえる人間関係の育成とたくましい心身の育成を図る。

エ 体験活動を中心に、3年間を見通した段階を踏まえた計画的・継続的な進路指導の充実を図る。

1年: ゲストティチャーに学ぶ会 2年: 職場体験活動(あいち出会いと体験道場)、進路適性検

3年: 卒業生と語る会

オ 読書活動や保育体験や福祉体験等、豊かな心を育てる教育活動の充実を図る。

- カ 「地域に学ぶ」活動や茶道教室等外部講師による体験活動等を通して、地域や日本の文化・伝統への理解を深める。
- キ 食育と連携した、健康診断、保健指導、健康相談等により、自分の健康を管理する意識や能力の向上を図る。
- ク① 積極的に授業の参観、公開を行い、授業法の向上を図る。
- ク② 積極的に講師を招き、特別支援教育（一人一人に応じた教育）実践力、カウンセリング能力の向上を図る。
- ケ 積極的な学校公開と学年だよりや学校HPの充実等により、学校の様子を保護者、地域住民に広く公開する。

地域と家庭と学校と

— これまでのコミュニティ・スクールの活動から —

愛知県
一宮市立丹陽中学校



愛知県一宮市について

平成17年4月合併

人口 約38万人

小学校 42校

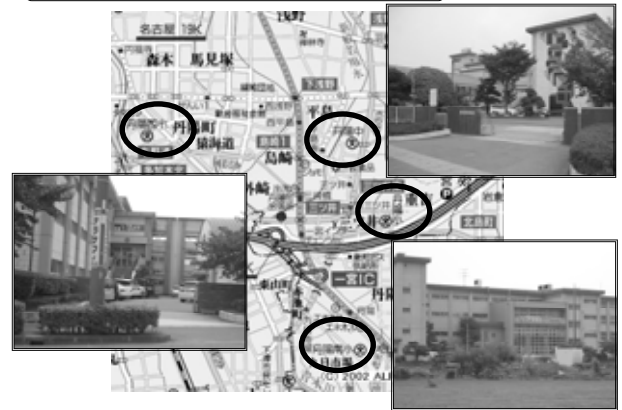
中学校 19校



1 学校運営協議会設置までの経緯



1 学校運営協議会設置までの経緯



1 学校運営協議会設置までの経緯

問題行動の多発

対処療法的



互いに任せる

連携の甘さ

1 学校運営協議会設置までの経緯

PTA活動 ・年間6回の役員会・委員会

・3つの委員会で活動

・社会見学や研修会



学校評議員 ・年間3回の会合

責任の所在探し

情報交換

1 学校運営協議会設置までの経緯

丹陽生涯教育
振興会

- ・連区長を始め、町内会長が役員
- ・年間2回の講演会

青少年健全
育成会

- ・小学校の保護者・主任児童委員
- ・地元の市会議員・保護司 など

年間1回の総会

深まらない

連携不足



2 学校運営協議会設置を決めた理由

平成16年9月改正

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

平成18年3月施行

「一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」

・学校運営協議会委員

- ①学校の所在する地域の住民
- ②学校に在籍する生徒児童又は幼児の保護者
- ③その他教育委員会が必要と認める者

・学校の運営に関して協議する

子どもに関わる大人が、子どものことを真剣に考える場

2 学校運営協議会設置を決めた理由

平成18年・19年文部科学省指定・一宮市教育委員会委嘱

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会)推進事業

平成20年4月1日 一宮市教育委員会指定

学校運営協議会
設置



3 学校運営協議会設置までの課題とその対応

課題1 委員の人選は

新しい組織を作らずに、今の組織の活用を

保護者代表

地域代表

学校代表

PTA役員

前学校評議員

小学校の
学校運営協議会委員

連区長、公民館長
同窓会長、老人会長等

中学校区学校運営協議会

課題1 委員の人選は

すべての学校に学校運営協議会を設置
(市教委の方針)

すべて4名に

保護者代表

地域代表

学校代表

4名

4名

4名

学校運営協議会

課題2 中学校だけで解決できるのか

中学校区学校運営協議会

連区長、公民館長や児童民生協議会長などの地域代表

丹陽小
学校運営
協議会

丹陽西小
学校運営
協議会

丹陽南小
学校運営
協議会

丹陽中
学校運営
協議会

4つの領域部会

学習
部会

生活
部会

行事・連携
部会

調査・広報
部会

課題3 制度の理解に向けて

PTA役員は毎年

地域代表も一部改選

委員の委嘱のとき

権限

第1回の
中学校区学校運営協議会

責任

法律

教育委員会
規則

文部科学省の
リーフレット

課題3 制度の理解に向けて

丹陽中学校区学校運営協議会

保護者、地域の方、教師が同じテーブルにつき、
同じ地域に生活している子どもたちに対して、

いつ、

どこで、

だれが(教師、保護者、地域の方)、

どのような働きかけをすると

子どもたちが心豊かに育っていくのか話し合う場

視点:子どもとかかわる大人を増やす

課題4 会議の運営のために

設置の目的 丹陽中学校区学校運営協議会

丹陽の子の豊かな学びと育ちの創造

家庭の
教育力の向上

地域の
教育力の向上

学校の
教育力の向上

学校間、学校と地域住民、学校と保護者の
信頼関係を深める

小中の連携

地域住民、保護者の
学校運営への参画

課題4 会議の運営のために

丹陽中学校区学校運営協議会

(4小中学校)がめざす子ども

「郷土とともに生きる子」

自分を大切にする子
人を大切にする子
郷土を大切にする子



課題4 会議の運営のために

【学習部会】

①現状の把握

・授業の様子、家庭学習の様子、基礎学力等

②丹陽の子の学習スタイルの作成

・授業での学習姿勢、家庭での学習習慣の育成

③具体的な共通指導内容の作成

・漢字検定、計算検定等

学習の基礎となる漢字の習得の徹底

各小中学校で「丹陽中学校区共通問題の漢字検定」

課題4 会議の運営のために

【生活部会】

①現状の把握

・あいさつ、ことば遣い、登校マナー、テレビ視聴、
家庭での過ごし方、ゲーム、携帯電話の所持等

②丹陽の子の生活マナーの作成

・学校-あいさつ、ことば遣い、廊下歩行 等

・家庭-あいさつ、睡眠時間、朝食摂取、外出 等

・地域-見守り、あいさつ、交通指導 等

③家庭・地域への啓発資料の作成

あいさつの徹底」

大人が率先してあいさつを交わす活動の展開

課題4 会議の運営のために

【行事・連携部会】

- ①小中連携行事の検討
 - ・あいさつ運動、交通安全指導、ごみゼロ運動
- ②地域参加型の学校行事の検討
- ③地域行事への児童生徒の参加
 - ・公民館行事、地域の祭り
- ④学校行事への保護者の参加率向上策の検討
- ⑤PTA活動の連携
 - ・保護者間の協力体制づくりについて
- ⑥(将来的な)幼保との連携

小中学校の教師の連携、
各学校の行事の他校の保護者への案内

課題4 会議の運営のために

【調査・広報部会】

- ①評価も含めた調査活動の充実
 - ・各学校のアンケートの見直し、検討
- ②地域・保護者への情報発信の調整
 - ・各部会の発信物の調整・統合
 - 「協議会たより」の発行

各学校の行っているアンケート項目の調整
他の部会と連携した広報啓発活動

課題4 会議の運営のために

【中学校の学校運営協議会】

- ①中学校の教育活動の評価、分析、見直し
→中学校の教育活動の充実
- ②4校の連携活動の具現化



4 設置後に感じられる変化(成果)



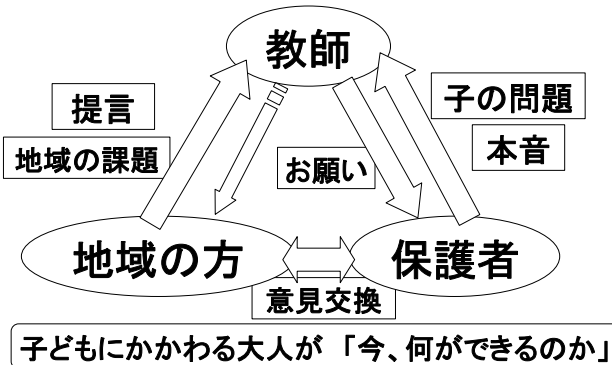
学校が見えてきた

学校の考えがわかる

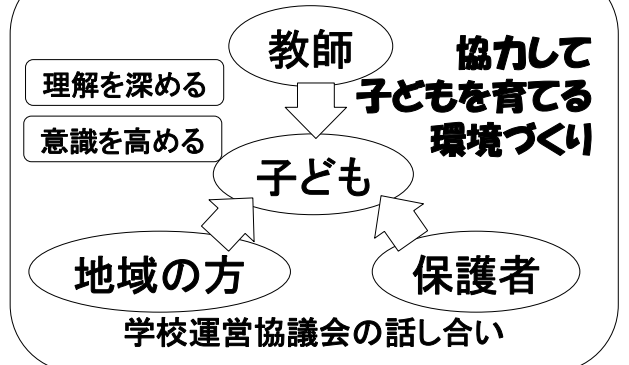
学校が身近に感じる

保護者への働きかけを

4 設置後に感じられる変化(成果)



4 設置後に感じられる変化(成果)



5 設置後の課題

- (1) 地域住民の関心を高めるには。
身近な子どもと関わる大人を増やすには。
- 「あいさつ」など簡単な声かけの活性化
町内会長会を通して、全戸への呼びかけ
- (2) 地域とのつながりを深めるためには。
- 地域の方に保護者や子どもを対象にした
活動を具体的に企画、提案

5 設置後の課題

- (3) 保護者の負担を減らすには。
- PTA役員の代表を委員からははずせない。
会議の精選、内容の精選を図る。
- (4) 教員の参加を増やすためには。
- 会議や行事は、休日または時間外
一般教員の参加は不可能
校長・教頭が、十分な伝達を図る。

5 設置後の課題

- (5) 個人情報をどこまで出すのか。
- 規則では、守秘義務があるが？
まずは、一般的な健全育成に焦点を。
- (6) 人事に関する意見はどんなことなのか。
- 出す以上、ある程度の成果を期待する。
今後、教育委員会と話し合いを持つ。

おわりに

